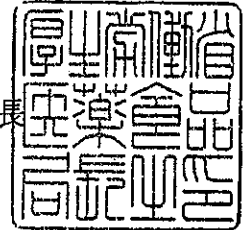




薬食発第 0307001 号
平成 19 年 3 月 7 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医薬食品局長



名称を記載しなければならない医薬部外品の成分の別名等について

成分の名称を記載しなければならない医薬部外品の成分については、薬事法（昭和 35 年法律第 145 号）第 59 条第 6 号及び第 61 条第 4 号の規定に基づく、「薬事法第 59 条第 6 号及び第 61 条第 4 号の規定に基づき名称を記載しなければならないものとして厚生労働大臣の指定する医薬部外品及び化粧品の成分」（平成 12 年厚生省告示第 332 号。以下「告示」という。）において示しているところである。また、名称を記載しなければならない医薬部外品の成分の別名等については、平成 13 年 3 月 29 日付け薬食発第 270 号厚生労働省医薬局長通知「名称を記載しなければならない医薬部外品の成分の別名等について」（以下「平成 13 年局長通知」という。）により示してきたところである。

今般、「日本薬局方を定める件」（平成 18 年厚生労働省告示第 285 号）をもって、第十五改正日本薬局方が告示され、平成 18 年 4 月 1 日より施行されるとともに、「医薬部外品原料規格 2006 について」（平成 18 年 3 月 31 日付け薬食発第 0331030 号厚生労働省医薬食品局長通知）が発出され、平成 18 年 4 月 1 日より施行されることにより、収載成分名に変更があったことから、名称を記載しなければならない医薬部外品の成分の別名等については下記により取り扱うこととしたので、御了知の上、貴管下関係業者に周知方よろしく御配慮願いたい。

なお、平成 19 年 3 月 7 日をもって、平成 13 年局長通知は廃止する。

記

- 1 告示に掲げられた医薬部外品の成分（以下「告示成分」という。）のうち、複数の成分が含まれる場合の当該成分例及び成分の名称として別名又は略称を使用することができる事例を別表に示したこと。

なお、Ⅰ欄（告示名）は告示成分の名称を、Ⅱ欄（該当成分例）は複数の成分が含まれる場合の告示成分に該当する成分の例を、Ⅲ欄（別名又は略称）は該当成分例の別名又は略称名を、Ⅳ欄（Ⅲ欄の別名又は略称）はⅢ欄に掲げた名称の別名又は略称名をそれぞれ示すものであること。

- 2 告示成分のうち別表のⅠ欄に示した成分については、同表のⅡ欄、Ⅲ欄又はⅣ欄に掲げた名称で表示することとし、その他の告示成分については、原則として告示されたとおりの名称で表示すること。
- 3 配合されている成分に付随する成分（不純物を含む。）であって、当該製品中にはその効果が発揮されるより少ない量しか含まれないもの（いわゆるキャリーオーバー成分）については、当該成分が告示成分に該当する場合であっても表示の必要はないこと。
- 4 本通知は、平成19年3月7日より適用すること。ただし、平成21年3月7日までの間は、なお従前の例によることができること。

(別表)

I (告示名)	II (該当成分例)	III (別名又は略称)	IV (III欄の別名又は略称)
4 安息香酸及びその塩類	安息香酸		
	安息香酸ナトリウムカクフェイン	アソナカ	安息香酸塩
	安息香酸ナトリウム	安息香酸Na ^a	
	安息香酸アルミニウム	安息香酸Al	
6 イソプロピルメチルフェノール	同左	シメナー5-オール	
9 ウンデシレン酸及びその塩類	ウンデシレン酸		
	ウンデシレン酸亜鉛		
10 ウンデシレン酸モノエタノールアミド	同左	ウンデシレナミドMEA	
11 エチト酸及びその塩類	エチト酸	EDTA	
	エチト酸ナトリウム水和物	エチレンジアミン四酢酸二ナトリウム	エチト酸塩
		エチレンジアミン四酢酸2Na ^a	
		エチト酸ナトリウム	
		エチト酸Na ^a	
		EDTAナトリウム	
		EDTA-Na ^a	
		EDTA-2K	
	EDTA-2Na		
	EDTA-3Na		
	EDTA-4Na		
	エチト酸四ナトリウム二水塩		
	エチト酸四ナトリウム四水塩		

I (告示名)	II (該当成分別)	III (別名又は略称)	IV (Ⅲ欄の別名又は略称)
12 塩化アルキルトリメチルアンモニウム	同左 塩化アルキル (16, 18) トリメチルアンモニウム	ヘントリモニウムクロリド 塩化ヘヘニルトリメチルアンモニウム	※本成分については、炭素数の明記を省略して差し支えないこと。
13 塩化ジステアリルジメチルアンモニウム	同左 塩化アルキルトリメチルアンモニウム液 塩化アルキル (16, 18) トリメチルアンモニウム液 塩化アルキル (28) トリメチルアンモニウム液	ジステアリルジモニウムクロリド	
14 塩化ステアリルジメチルベンジルアンモニウム	同左 塩化ジステアリルジメチルアンモニウム液	ステアラルコニウムクロリド	
15 塩化ステアリルトリメチルアンモニウム	同左 塩化ステアリルトリメチルアンモニウム液	ステアルトリモニウムクロリド	
16 塩化セチルトリメチルアンモニウム	同左	セトリモニウムクロリド	
17 塩化セチルピリジニウム	同左	セチルピリジニウムクロリド	
18 塩化ベンザルコニウム	同左 塩化ベンザルコニウム液	ベンザルコニウムクロリド ベンザルコニウム塩化物	
19 塩化ベンゼトニウム	同左 濃ベンザルコニウム塩化物液 50 塩化ベンゼトニウム液	濃塩化ベンザルコニウム液 50 ベンゼトニウムクロリド ベンゼトニウム塩化物	※本成分については、「塩化ベンザルコニウム液」を使用して差し支えないこと。
20 塩化ラウリルトリメチルアンモニウム	同左 塩化ラウリルトリメチルアンモニウム液	ラウリルトリモニウムクロリド	

I (告示名)	II (該当成分例)	III (別名又は略称)	IV (Ⅲ欄の別名又は略称)
21 塩化リゾチーム	同左	塩化リゾチーム リゾチーム塩酸塩	
22 塩酸アルキルジアミノエチルグリシン	同左 塩酸アルキルジアミノエチルグリシン液	アルキル(C12-14)ジアミノエチルグリシン HCl	
23 塩酸クロルヘキシジン	同左	クロルヘキシジン2HCl クロルヘキシジン塩酸塩	
26 塩酸ジフェニピラミン	同左	ジフェニピラミンHCl ジフェニピラミン塩酸塩	
27 オキシベンゾン	同左	オキシベンゾン-3	
28 オルトアミノフェノール及びその硫酸塩	オルトアミノフェノール 硫酸オルトアミノフェノール	アミノフェノール 硫酸アミノフェノール	
29 オルトフェニルフェノール	同左	フェニルフェノール	
31 カンタリヌンキ	同左	ヌメハンミヨウキス	
33 グアイアズレンスルホン酸ナトリウム	同左	グアイアズレンスルホン酸Na	グアイアズレンスルホン酸塩
34 グルコン酸クロルヘキシジン	同左 グルコン酸クロルヘキシジン液	クロルヘキシジングルコン酸塩液	
41 5-クロロ-2-メチル-4-イソチアゾリン-3-オン	同左 メチルクロロイソチアゾリン-3-オン・メチルイソチアゾリン液	メチルクロロイソチアゾリンオン メチルクロロイソチアゾリン	
42 酢酸dl-α-トコフェロール	同左 酢酸dl-α-トコフェロール 酢酸DL-α-トコフェロール	酢酸トコフェロール トコフェロール酢酸エステル	ビタミンE酢酸エステル

I (告示名)	II (該当成分例)	III (別名又は略称)	IV (III欄の別名又は略称)
43 酢酸ポリオキシエチレンノリノアルコール	同左	酢酸ラネス-9 酢酸ラネス-10	
45 酢酸ラノリノアルコール	同左	酢酸ラノリル	
46 サリチル酸及びその塩類	サリチル酸 サリチル酸チタン サリチル酸ナトリウム	サリチル酸Na	サリチル酸塩
50 ジイソプロパノールアミン	同左	DIPA	
51 ジエタノールアミン	同左	DEA	
52 システイン及びその塩酸塩	L-システイン	システイン	
	DL-システイン		
	L-システイン(2)		
	DL-システイン(2)		
55 ジブチルヒドロキシトルエン	同左	BHT	
56 1,3-ジメチロール-5,5-ジメチルヒダントイン	同左	DMDMヒダントイン	
	同左	ラウリルイソキノリニウムゾロミド	
57 臭化アルキルイソキノリニウム	同左	臭化アルキルイソキノリニウム液	
58 臭化セチルトリメチルアゾモニウム	同左	臭化セチルトリメチルアゾモニウム液	
	同左	臭化セチルトリメチルアゾモニウム末	

I (告示名)	II (該当成分例)	III (別名又は略称)	IV (Ⅲ欄の別名又は略称)
60 ショウキョウチンキ	同左	ショウキョウチンキ	
	ショウキョウ	生姜	
	ショウキョウ末	生姜末 乾生姜末	
63 セチル硫酸ナトリウム	同左	セチル硫酸Na	セチル硫酸塩
64 セトステアリアルコール	同左	セテアリアルアルコール	
65 セラック	同左		
	精製セラック		
66 ソルビン酸及びその塩類	白色セラック	白セラック	
	ソルビン酸		
67 テオグリコール酸及びその塩類	ソルビン酸カリウム	ソルビン酸K	ソルビン酸塩
	テオグリコール酸		
	テオグリコール酸ナトリウム	テオグリコール酸Na	テオグリコール酸塩
	テオグリコール酸カルシウム	テオグリコール酸Ca	
	テオグリコール酸モノエタノールアミン	テオグリコール酸MEA	
68 テオグリコール酸アミン	テオグリコール酸アミン	テオグリコール酸MEA液	
	テオグリコール酸アミン	テオグリコール酸MEA液	
	テオグリコール酸アミン	テオグリコール酸MEA	

I (告示名)	II (該当成分別)	III (別名又は略称)	IV (Ⅲ欄の別名又は略称)
70 直鎖型アルキルベンゼンスルホン酸ナトリウム	同左	アルキルベンゼンスルホン酸塩	
	ナジシルベンゼンスルホン酸ナトリウム	ナジシルベンゼンスルホン酸Na	
	ナトリウムベンゼンスルホン酸ナトリウム液	ナトリウムベンゼンスルホン酸Na液	ナトリウムベンゼンスルホン酸Na液
	ナジプロ酢酸	ナジプロ酢酸Na	ナジプロ酢酸塩
72 ナジプロ酢酸及びその塩類	ナジプロ酢酸	ナジプロ酢酸Na	ナジプロ酢酸塩
73 天然ゴムラテックス	同左	ゴムラテックス	
74 トウガラシチンキ	同左	トウガラシエキス	
	トウガラシ	番椒	
	トウガラシ末	番椒末	
	同左	トコフェロール	
75 d-アスコルビン酸	同左	ビタミンC	
77 トリイソプロパノールアミン	同左	TIPA	
78 トリエタノールアミン	同左	TEA	
79 トリクロサン	同左	トリクロロヒドロキシジフェニルエーテル	
80 トリクロロカルバニリド	同左	トリクロロカルバン	
81 トルエン-2, 5-ジアミン及びその塩類	トルエン-2, 5-ジアミン		
	塩酸トルエン-2, 5-ジアミン	トルエン-2, 5-ジアミンHCl	
	硫酸トルエン-2, 5-ジアミン		
	ニトロパラフェニレンジアミン	ニトロパラフェニレンジアミン	
84 ニトロパラフェニレンジアミン及びその塩類	ニトロパラフェニレンジアミン	ニトロパラフェニレンジアミンHCl	
	塩酸ニトロパラフェニレンジアミン	ニトロパラフェニレンジアミンHCl	
	硫酸ニトロパラフェニレンジアミン		
85 ノニル酸パニルアミド	同左	ヒドロキシメトキシベンジルノニルアミド	ノニル酸パニルアミド

I (告示名)	II (該当成分別)	III (別名又は略称)	IV (Ⅲ欄の別名又は略称)
86 パラアミノ安息香酸エスチル	パラアミノ安息香酸エチル	エチルPABA	
	パラアミノ安息香酸グリセリル 同左	グリセリルPABA 5-アミノオルトクレゾール	
87 パラアミノオルトクレゾール	同左	同左	
	硫酸5-アミノオルトクレゾール	硫酸パラアミノオルトクレゾール	
88 パラアミノフェノール及びその硫酸塩	パラアミノフェノール	パラアミノフェノール	
	硫酸パラアミノフェノール	硫酸パラアミノフェノール	
	パラオキシ安息香酸イソプロチル	イソプロチルパラベン	パラベン
	パラオキシ安息香酸イソプロピル	イソプロピルパラベン	
	パラオキシ安息香酸エチル	エチルパラベン	
	パラオキシ安息香酸プロチル	プロチルパラベン	
	パラオキシ安息香酸プロピル	プロピルパラベン	
	パラオキシ安息香酸メチル	メチルパラベン	
91 パラクロルフェノール	パラオキシ安息香酸ベンジル	ベンジルパラベン	
	同左	クロルフェノール	
92 パラニトロオルトフェニレンジアミン及びその硫酸塩	パラニトロオルトフェニレンジアミン		
	硫酸パラニトロオルトフェニレンジアミン		
	パラフェニレンジアミン		
93 パラフェニレンジアミン及びその塩類	塩酸パラフェニレンジアミン	パラフェニレンジアミンHCl	
	硫酸パラフェニレンジアミン		
94 パラフェノールスルホン酸亜鉛	同左	フェノールスルホン酸亜鉛	
95 パラメチルアミノフェノール及びその硫酸塩	パラメチルアミノフェノール		
	硫酸パラメチルアミノフェノール		
96 ハロカルバン	同左	クロルカルバン	

I (告示名)	II (該当成分別)	III (別名又は略称)	IV (Ⅲ欄の別名又は略称)
97 ビクラミンジ及びそのナトリウム塩	ビクラミン酸 ビクラミン酸ナトリウム	ビクラミン酸Na	ビクラミン酸塩
98 N, N'-ビエス (4-アミノフェニル) -2, 5-ジアミノ-1, 4-キノジイミン	同左	バンドロンスキーベース	
101 2-ヒドロキシ-5-ニトロ-2', 4'-ジアミノアズベンゼン-5-スルホン酸ナトリウム	同左	クロムアラウNH	
102 2-(2-ヒドロキシ-5-メチルフエニル) ベンゾトリアゾール	同左	プロメトリアゾール ヒドロキシメチルフエニルベンゾトリアゾール	
105 N-フェニルパラフェニレンジアミン及びその塩類	N-フェニルパラフェニレンジアミン 塩酸N-フェニルパラフェニレンジアミン 酢酸N-フェニルパラフェニレンジアミン	パラアミノジアニルアミン 塩酸パラアミノジアニルアミン 酢酸パラアミノジアニルアミン	パラアミノジアニルアミンHCl
106 フェノール	同左	石炭酸	
107 ナチルヒドロキシアミン	同左	BHA	
108 ナロピレンジリコール	同左	PG	
112 ポリエチレンジリコール (平均分子量600以下のものに限る。)	ポリエチレンジリコール200	PEG-4	ポリエチレンジリコール
	ポリエチレンジリコール300	PEG-6	
	ポリエチレンジリコール400	PEG-8	
	ポリエチレンジリコール600	PEG-12	

I (告示名)	II (該当成分別)	III (別名又は略称)	IV (III欄の別名又は略称)
113 ポリオキシエチレンラウリルエーテル硫酸塩類	ポリオキシエチレンラウリルエーテル硫酸トリエタノールアミン	ラウレス硫酸 T E A	ポリオキシエチレンラウリルエーテル硫酸塩 ラウレス硫酸トリエタノールアミン
	ポリオキシエチレンラウリルエーテル硫酸ナトリウム	ラウレスー12硫酸 N a ラウレスー5硫酸 N a ラウレスー7硫酸 N a ラウレスー8硫酸 N a ラウレス硫酸 N a	ポリオキシエチレンラウリルエーテル硫酸塩
	ポリオキシエチレンラウリルエーテル硫酸アソモニウム液		
	ポリオキシエチレンラウリルエーテル硫酸ジエタノールアミン・ヤシ油脂肪酸ジエタノールアミン下混合物	ポリオキシエチレンラウリルエーテル硫酸 D E A・ヤシ油脂肪酸ジエタノールアミン下混合物	

I (告示名)	II (該当成分別)	III (別名又は略称)	IV (III欄の別名又は略称)
114 ポリオキシエチレンラノリン	同左	PEG-5ラノリン PEG-10ラノリン PEG-20ラノリン PEG-24ラノリン PEG-27ラノリン PEG-30ラノリン PEG-35ラノリン PEG-40ラノリン PEG-50ラノリン PEG-55ラノリン PEG-60ラノリン PEG-75ラノリン PEG-85ラノリン PEG-100ラノリン PEG-150ラノリン	
115 ポリオキシエチレンラノリンアルコール	同左 ポリオキシエチレンラノリンアルコール (2)	ラネス-5 ラネス-10 ラネス-15 ラネス-16 ラネス-20 ラネス-25 ラネス-40 ラネス-50 ラネス-60 ラネス-75	

I (告示名)	II (該当成分別)	III (別名又は略称)	IV (III欄の別名又は略称)
116 ホルモン	エストラジオール		
	エストロン		
	エチニルエストラジオール		
	酢酸コルチゾン		
	ジエチルステリルテストロール		
119 メタフェニレンジアミン及びその塩類	ヒドロルチゾン		
	チレドニン		
	ヘキサテストロール		
	メタフェニレンジアミン		
	塩酸メタフェニレンジアミン		
120 2-メチル-4-イソチアゾリノン-3-オン	硫酸メタフェニレンジアミン	メタフェニレンジアミンHCl	
	同左	メチルイソチアゾリノン	
	メチルクロロイソチアゾリノン・メチルイソチアゾリノン液	メチルイソチアゾリノン	
121 N,N'-メチレンジス[N'-メチル-2,5-ジオキソ-4-イミダゾリジン-2,5-ジニル]ウレア	同左	イミダゾリジンウレア	
	同左	MEA	
122 モノエタノールアミン	同左	エタノールアミン	
	モノエタノールアミン液	MEA液	

I (告示名)	II (該当成分例)	III (別名又は略称)	IV (Ⅲ欄の別名又は略称)
123 ラウリル-硫酸塩類	ラウリル硫酸トリエタノールアミン ラウリル硫酸ジエタノールアミン ラウリル硫酸モノエタノールアミン ラウリル硫酸ナトリウム ラウリル硫酸カリウム ラウリル硫酸マグネシウム ラウリル硫酸アンモニウム ラウリル硫酸マグネシウム液	ラウリル硫酸TEA ラウリル硫酸DEA ラウリル硫酸MEA ラウリル硫酸Na ラウリル硫酸K ラウリル硫酸Mg ラウリル硫酸Mg液	ラウリル硫酸塩
124 ラウロイルサルコシネートリウム	同左	ラウロイルサルコシネNa	ラウロイルサルコシネ塩
125 ラノリン	同左 加水ラノリン 精製ラノリン		
127 還元ラノリン	同左	水添ラノリン	
128 燻質ラノリン	同左	ラノリンロウ	
130 水素添加ラノリンアルコール	同左	水添ラノリンアルコール	
132 ラノリン脂肪酸ポリエチレングリコール	ラノリン脂肪酸ポリエチレングリコール200	ラノリン脂肪酸PEG-4	
	ラノリン脂肪酸ポリエチレングリコール300	ラノリン脂肪酸PEG-6	
	ラノリン脂肪酸ポリエチレングリコール400	ラノリン脂肪酸PEG-8	
	ラノリン脂肪酸ポリエチレングリコール600	ラノリン脂肪酸PEG-12	
	ラノリン脂肪酸ポリエチレングリコール1000	ラノリン脂肪酸PEG-20	

I (告示名)	II (該当成分別)	III (別名又は略称)	IV (III欄の別名又は略称)
140 医薬品等使用することができるタール色素を定める省令(昭和41年厚生省令第30号)別表第1、別表第2及び別表第3に掲げるタール色素	赤色2号 だいたい201号 他当該省令の別表第1、別表第2及び別表第3に掲げるタール色素すべて	赤2 橙201 赤色2号及び橙201号の別名又は略称と同様の省略	

(注意) 1) 140 医薬品等に使用することができるタール色素を定める省令(昭和41年厚生省令第30号)の別表第1、別表第2及び別表第3に掲げるタール色素のうち、アルミニウムレーキ、バリウムレーキ及びジルコニウムレーキの各レーキ名は省略して差し支えないこと。

(注意) 2) II欄(該当成分別)に掲げている成分で液や末が付記される成分については、液や末を除いた名称を用いて差し支えないこと。なお、液や末を除いた名称がII欄に掲げられている場合は、その別名等であるIII欄及びIV欄に掲げる名称を用いて差し支えないこと。